（警察官等特殊銃使用及び取扱い規範の一部改正）

第三条　警察官等特殊銃使用及び取扱い規範（平成十四年国家公安委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
（訓練等） **第六条**　警察官等拳銃使用及び取扱い規範（昭和三十七年国家公安委員会規則第七号。以下「拳銃規範」という。）第十五条及び第十六条の規定は、特殊銃の訓練について準用する。この場合において、拳銃規範第十五条中「所轄庁の長」とあるのは「警察本部長」と、「図るため」とあるのは「図るため、必要に応じ」と、「所属」とあるのは「指定所属」と、「拳銃訓練」とあるのは「特殊銃訓練」と、拳銃規範第十六条第一項中「所轄庁の長」とあるのは「警察本部長」と、「所属」とあるのは「指定所属」と、同条第二項中「命ぜられた部署」とあるのは「指定所属」と、「拳銃訓練」とあるのは「特殊銃訓練」と読み替えるものとする。 ２　［略］ （特殊銃の使用） **第十三条**　［１・２　略］ ３　拳銃規範第五条から第八条までの規定は、特殊銃の使用について準用する。この場合において、拳銃規範第五条第一項及び第七条第一項中「警察官」とあるのは「指定警察官」と、拳銃規範第七条第三項中「することを要しない」とあるのは「しないものとする」と、同条第四項及び第八条第一項中「警察官」とあるのは「指定警察官」と読み替えるものとする。 （報告） **第十四条**　［略］ ２　拳銃規範第十条第一項、第三項及び第四項の規定は、指定警察官が特殊銃を撃ったとき（盲発したときを含む。）について準用する。この場合において、拳銃規範第十条第一項中「警察官は、」とあるのは「現場指揮官は、指定警察官が」と、「所属長」とあるのは「指定所属長」と、同条第三項中「所属長」とあるのは「指定所属長」と、「前二項」とあるのは「前項」と、「所轄庁の長」とあるのは「警察本部長」と、同条第四項中「所轄庁の長（警察庁長官（以下「長官」という。）を除く。）」とあるのは「警察本部長」と、「長官」とあるのは「警察庁長官」と読み替えるものとする。 （特殊銃の保管に関する拳銃規範の準用） **第十八条**　拳銃規範第十八条第一項及び第三項から第五項まで並びに第二十一条から第二十五条までの規定は、特殊銃の保管について準用する。この場合において、拳銃規範第十八条第一項中「命ぜられた部署」とあるのは「指定所属」と、同条第三項中「前項の規定により拳銃等の保管を命ぜられたときは、その」とあるのは「指定所属に配備された」と、同条第五項中「警察官から保管を依頼された拳銃等」とあるのは「特殊銃等」と、拳銃規範第二十二条中「所轄庁の拳銃等の貸与事務担当課」とあるのは「警視庁及び道府県警察本部の装備事務担当課」と、拳銃規範第二十三条第一項中「所轄庁の長」とあるのは「警察本部長」と、同条第二項中「所轄庁の長（長官を除く。）」とあるのは「警察庁長官」と、同条第四項中「所轄庁の長（長官を除く。）」とあるのは「警察本部長」と、「事故拳銃」とあるのは「事故特殊銃」と、「長官」とあるのは「警察庁長官」と、拳銃規範第二十四条第一項中「別記様式第一号」とあるのは「警察官等特殊銃使用及び取扱い規範別記様式第一号」と、「所轄庁」とあるのは「警視庁又は道府県警察本部」と、拳銃規範第二十五条中「所轄庁の長」とあるのは「警察本部長」と、「別記様式第二号」とあるのは「警察官等特殊銃使用及び取扱い規範別記様式第二号」と読み替えるものとする。	（訓練等） **第六条**　警察官等けん銃使用及び取扱い規範（昭和三十七年国家公安委員会規則第七号。以下「けん銃規範」という。）第十五条及び第十六条の規定は、特殊銃の訓練について準用する。この場合において、けん銃規範第十五条中「所轄庁の長」とあるのは「警察本部長」と、「図るため」とあるのは「図るため、必要に応じ」と、「所属」とあるのは「指定所属」と、「けん銃訓練」とあるのは「特殊銃訓練」と、けん銃規範第十六条第一項中「所轄庁の長」とあるのは「警察本部長」と、「所属」とあるのは「指定所属」と、同条第二項中「命ぜられた部署」とあるのは「指定所属」と、「けん銃訓練」とあるのは「特殊銃訓練」と読み替えるものとする。 ２　［同上］ （特殊銃の使用） **第十三条**　［１・２　同上］ ３　けん銃規範第五条から第八条までの規定は、特殊銃の使用について準用する。この場合において、けん銃規範第五条第一項及び第七条第一項中「警察官」とあるのは「指定警察官」と、けん銃規範第七条第三項中「することを要しない」とあるのは「しないものとする」と、同条第四項及び第八条第一項中「警察官」とあるのは「指定警察官」と読み替えるものとする。 （報告） **第十四条**　［同上］ ２　けん銃規範第十条第一項、第三項及び第四項の規定は、指定警察官が特殊銃を撃ったとき（盲発したときを含む。）について準用する。この場合において、けん銃規範第十条第一項中「警察官は、」とあるのは「現場指揮官は、指定警察官が」と、「所属長」とあるのは「指定所属長」と、同条第三項中「所属長」とあるのは「指定所属長」と、「前二項」とあるのは「前項」と、「所轄庁の長」とあるのは「警察本部長」と、同条第四項中「所轄庁の長（警察庁長官（以下「長官」という。）を除く。）」とあるのは「警察本部長」と、「長官」とあるのは「警察庁長官」と読み替えるものとする。 （特殊銃の保管に関するけん銃規範の準用） **第十八条**　けん銃規範第十八条第一項及び第三項から第五項まで並びに第二十一条から第二十五条までの規定は、特殊銃の保管について準用する。この場合において、けん銃規範第十八条第一項中「命ぜられた部署」とあるのは「指定所属」と、同条第三項中「前項の規定によりけん銃等の保管を命ぜられたときは、その」とあるのは「指定所属に配備された」と、同条第五項中「警察官から保管を依頼されたけん銃等」とあるのは「特殊銃等」と、けん銃規範第二十二条中「所轄庁のけん銃等の貸与事務担当課」とあるのは「警視庁及び道府県警察本部の装備事務担当課」と、けん銃規範第二十三条第一項中「所轄庁の長」とあるのは「警察本部長」と、同条第二項中「所轄庁の長（長官を除く。）」とあるのは「警察庁長官」と、同条第四項中「所轄庁の長（長官を除く。）」とあるのは「警察本部長」と、「長官」とあるのは「警察庁長官」と、けん銃規範第二十四条第一項中「別記様式第一号」とあるのは「警察官等特殊銃使用及び取扱い規範別記様式第一号」と、「所轄庁」とあるのは「警視庁又は道府県警察本部」と、けん銃規範第二十五条中「所轄庁の長」とあるのは「警察本部長」と、「別記様式第二号」とあるのは「警察官等特殊銃使用及び取扱い規範別記様式第二号」と読み替えるものとする。